

登録教習機関の登録事項変更の掲示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第77条第3項において準用する法第47条の2の規定による法第46条第4項第2号の事項の変更の届出があったので、法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録並びに指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり掲示する。

記

登録教習機関の代表者の職氏名

変更前 代表者 縄田 浩之

変更後 代表者 角 昌尚

登録教習機関の名称

山口県立西部高等産業技術学校

登録教習機関の住所

山口県下関市千鳥ヶ丘町2-1-3

変更する年月日

令和8年4月1日

令和8年4月15日

山口労働局長